

令和4年度 全国労働衛生週間

本週間 10月1日～10月7日
≪ 準備期間 9月1日～9月30日 ≫

9月は職場の健康診断
実施強化月間です

- ・健康診断
- ・健康診断後の事後措置
- ・健康診断の記録、保管
- ・保健指導



などを実施し、健康管理を推進しましょう！

スローガン 「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

このスローガンは、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的としています。

宮崎労働局 第13次労働災害防止推進計画 目標 (計画期間:平成30年～令和4年)

- 1 メンタルヘルス対策重点4項目に取り組んでいる事業場
(規模30～49人)の割合を **80%以上**
- 2 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場
(規模50人以上)の割合を **60%以上**
- 3 化学物質のリスクアセスメント等を実施している事業場
(規模10人以上の製造業)の割合を **80%以上**

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的としています。昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で第73回を迎えます。

令和3年度、全国では過労死等事案の労災認定件数が**801件**となり、また、新型コロナウイルス感染症による休業4日以上の労働災害は**19,000件**を超えました。法改正の面では、令和4年4月1日から解体工事等にあたり石綿事前調査結果の電子報告が義務化され、令和4年5月には、化学物質について従来の管理方法を大きく見直す改正が公布されました。

労働衛生を取り巻く状況は急速に変化しており、適切な対応が重要です。全国労働衛生週間を契機に職場の状況を見直し、改善を行いましょ。

[全国労働衛生週間や準備期間中の実施事項等を記載した実施要綱](#)



Check!! 化学物質規制が大きく変わります

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼりますが、従来の労働安全衛生法ではそのうち約130種類を石綿や有機溶剤、特定化学物質に指定して、個別具体的な規制をするにとどまっていた。

しかし、**規制されていない化学物質は安全性が保障されているわけではなく**、危険性や有害性が未だ不明であるにすぎないものが多く存在します。

近年は化学物質による労働災害(中毒や皮膚障害等)のうち、規制されていない化学物質が原因の事例が約8割を占める状況であり、これらを**安易に代替品として使用せず**、その性質をあらかじめ確認し、使用時のばく露を抑える等**適切な管理を行う必要があります**。

このような現状を踏まえ、新たな化学物質規制の制度が導入されました。改正内容は主に令和5年4月1日から施行されるものと、令和6年4月1日から施行されるものがあります。

改正内容は多岐にわたりますが、特に留意すべき項目の概要は以下のとおりです。

厚生労働省委託事業の相談窓口があります！ TEL: 050-5577-4862

令和5年4月1日から施行

指定の化学物質(令和6年までに約2,900物質を指定予定)に労働者がばく露される程度を最小限度にする。そのための措置について労働者から意見を聴取して記録を3年間保存する。

保護眼鏡、保護衣、保護手袋、履物等適切な保護具の使用に努める。(一部の物質は令和6年から義務化)

がん原性物質の製造、取扱い業務については作業歴を記録し、その記録を30年間保存する。

職長教育の実施が義務となる業種に食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業を追加する。

化学物質を他の容器に移し替えて保管や使用する場合に、小分け先の容器にもすべてラベル表示等を行う。

一定の要件に該当する場合に、特殊健康診断の実施頻度を1年以内ごとに1回へ緩和できる。

令和6年4月1日から施行

濃度基準値が定められた化学物質は、労働者がばく露される程度をその濃度基準値以下とする。ばく露の状況について労働者から意見を聴取して記録を3年間保存する。

化学物質の製造、取扱いまたは流通を行うすべての事業場は**化学物質管理者**を選任する。保護具を使用させるすべての事業場は**保護具着用管理責任者**を選任する。

作業環境測定の評価が第三管理区分である場合、外部の**作業環境管理専門家**の意見を聴き、改善等のための措置を講じる。



法改正の詳細
(厚労省リーフレット)

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

- ・キャンペーン期間
5月1日～9月30日
- ・準備期間:4月
- ・重点取組期間:7月

職場における熱中症予防情報

熱中症警戒アラート

検索

屋外で人と2m以上離れているときは
熱中症を防ぐためにマスクをはずしましょう



熱中症予防×コロナ感染防止

まんがでわかる 化学物質取扱の安全衛生



新型コロナウイルス感染症の拡大防止

まずは「取組の5つのポイント」の確認を。未実施の事項については「対策の実践例」を参考に対応を検討・実施しましょう！

[5つのポイント・対策の実践例の詳細](#)

社内教育等に自由利用できるマンガを公開中！**多言語・分野別**で安全衛生の基礎的な知識や災害事例を学ぶことができます

[マンガのご利用\(26種×11～14言語\)](#)



労働災害防止のための安全活動の創意工夫事例をご応募ください！

令和4年度 「見える」安全活動コンクール

令和4年8月1日から募集開始！優良事例は表彰予定

[コンクール詳細](#)



エイジフレンドリー補助金の活用で職場環境改善

[補助金詳細](#)

高齢労働者(60歳以上)の労働災害は令和3年に県内521件で、全体の**3.1%**と割合を大きく占めています。補助金を活用して手すり・スロープ工事、エアコン設置等、高齢労働者のための職場環境改善を！**令和4年10月未まで**



主唱 宮崎労働局
宮崎労働基準監督署
延岡労働基準監督署
都城労働基準監督署
日南労働基準監督署

協賛 (公社)宮崎労働基準協会
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部
(公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部
宮崎産業保健総合支援センター

宮崎県産業安全衛生大会

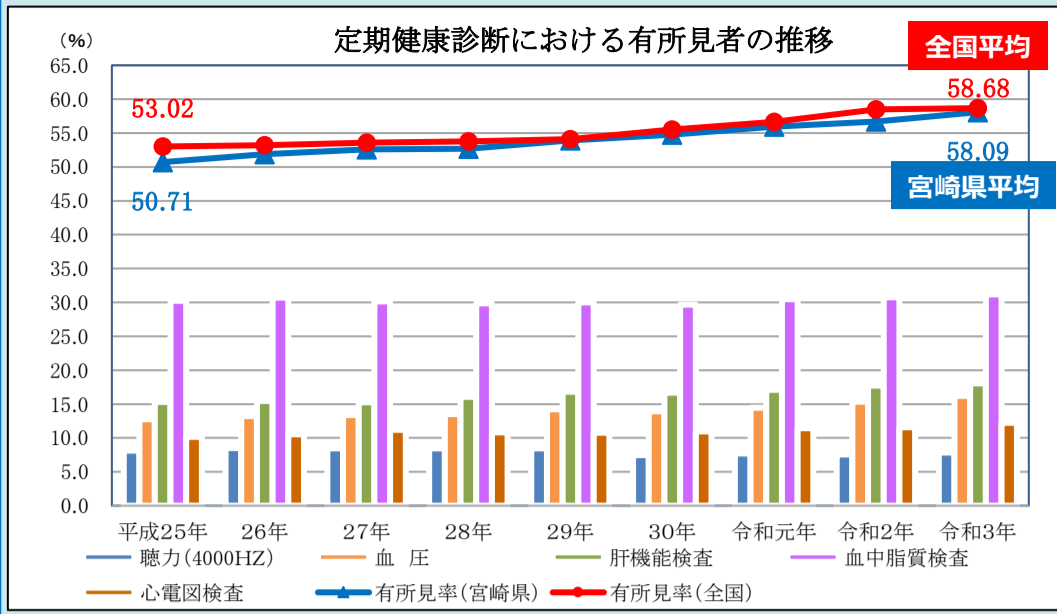
とき 令和4年11月16日(水)13時30分～
ところ 宮崎市佐土原総合文化センター

全国産業安全衛生大会

とき 令和4年10月19日(水)～21日(金)
ところ マリンメッセ福岡、福岡国際会議場(福岡県福岡市)

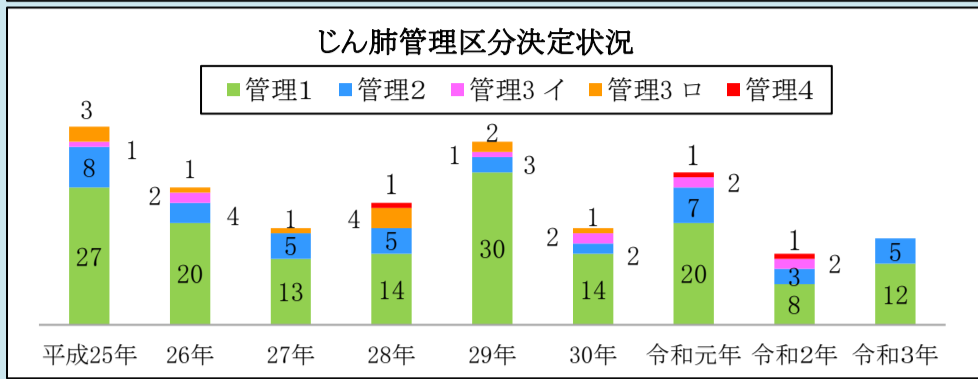
今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によって延期又は中止される場合があります。

宮崎県内における労働衛生の現状



特殊健康診断の有所見率(%) (令和3年)

有害業務	宮崎県	全国平均	有害業務	宮崎県	全国平均
有機溶剤	3.71	3.60	高気圧障害	0.00	4.67
鉛	0.48	1.40	石綿	0.91	0.80
電離放射線	13.57	9.29	特定化学物質等	1.02	1.67



定期健康診断の結果に基づく宮崎県内の有所見率（何かしら所見のあった者の割合）は、全国平均より低いものの年々増加しております。特殊健康診断の結果については、宮崎県内の有機溶剤、電離放射線、石綿の有所見率が全国平均よりも高くなっています。事業者は健康診断の結果、所見のあった者に対して、医師から意見聴取を行い、必要が認められた場合、事後措置を行いましょ。労働者の人数が50名未満の事業場に関しては、下記の**地域産業保健センター**をご活用ください。

産業保健活動総合支援事業

宮崎産業保健総合支援センターのサービス内容

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- ☆ 産業保健関係者に対する専門的研修等
- ☆ 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- ☆ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ☆ 治療と仕事の両立支援
- ☆ 産業保健に関する情報提供・広報啓発
- ☆ 事業者・労働者に対する啓発セミナー



始まっています
「治療と仕事の両立支援」

宮崎産業保健総合支援センター
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階
TEL 0985-62-2511

地域産業保健センターのサービス内容 (労働者50名未満の事業場を対象)

- ☆ 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- ☆ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ☆ 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ☆ 個別訪問指導による産業保健指導の実施



宮崎県中部地域産業保健センター
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階
TEL 0985-71-1069

宮崎県北地域産業保健センター
延岡市出北6丁目1621 (延岡市医師会内)
TEL 0982-26-6901

宮崎県都城・西諸地域産業保健センター
都城市姫城町8-23 (都城市北諸郡医師会内)
TEL 0986-22-0754

宮崎県南那珂地域産業保健センター
日南市上平野町1-1-17 (南那珂医師会内)
TEL 0987-23-2951

石綿障害予防規則等の一部が改正されました

石綿含有建材を用いた建築物の解体工事が2030年をピークとして増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無の事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見されるため、石綿障害予防規則等を改正し、石綿によるばく露防止対策が強化されました。本改正は令和2年7月1日に公布され、令和2年10月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年10月1日と**段階的に施行**されます。

石綿障害予防規則等の改正に関する主な内容

改正前		改正後 ※赤字が改正内容	
レベル1 石綿含有吹付け材	計画届 ※十四日前 事前調査 作業計画 掲示 湿潤な状態にする 作業開始前の負圧点検	レベル1 石綿含有吹付け材	事前調査 調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤な状態にする
レベル2 石綿含有保温材	作業届 ※工事開始前 マスク等着用 作業主任者の選任 作業員に対する特別教育	レベル2 石綿含有保温材	作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 マスク等着用 作業主任者の選任 作業員に対する特別教育
レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材		けい酸カルシウム板1種(破砕時) ※2 仕上げ塗材(電動工具での除去時) レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材	隔離 ※負圧は不要

- ※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
- ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）はレベル1・2ほどの飛散性はないが、他のレベル3より飛散性が高い

お問い合わせ先 宮崎労働局健康安全課 TEL : 0985-38-8835

特設サイトでは改正の内容に関して各種情報発信中!

石綿対策は“みなさま”に関わる問題です

石綿総合情報ポータルサイト

振動障害予防の健診を受けましょう

林業労働者（事業主・一人親方は除く）は巡回健診の補助を受けられます
※宮崎県内各地で順次実施、健診費用を一部助成、林災防非会員も対象
お問い合わせ先 林災防 宮崎県支部 TEL : 0985-24-7930

「溶接ヒューム」「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質に追加されました

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、神経障害等の健康障害を及ぼすおそれが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質障害予防規則等の関係法令が改正され、**令和3年4月1日**に施行されました。改正点の概要は以下のとおりです。

労働安全衛生法施行令の改正点の概要

- ① 特定化学物質 **第2類物質**に「溶接ヒューム」、「塩基性酸化マンガン」を追加。
- ② 「溶接ヒュームに係る作業を行う屋内作業場」については、令第21条の「作業環境測定を行うべき事業場」から除外。

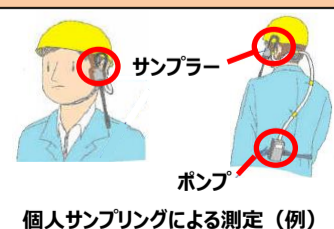
特定化学物質障害予防規則の改正点の概要

- ① 金属のアーク溶接、溶断、ガウジング等の作業（以下、「金属アーク溶接等作業」）により、溶接ヒュームを発生する屋内作業について、有効な全体換気装置又は同等の措置が必要。
- ② 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、作業方法の変更又は新たな金属アーク溶接等作業方法を採用した際は、従事者の個人サンプリング方法による空気中の**溶接ヒュームの濃度測定が必要**。
- ③ 上記②の測定結果に応じ、①の換気装置の風量増加等の措置を行い、再度、個人サンプリング方法による溶接ヒュームの濃度測定を行う。これらの測定結果は記録を作成し、**金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から3年経過するまで保存**。
- ④ 金属アーク溶接等作業（屋内、屋外とも）の従事者に**有効な呼吸用保護具の使用**が必要。なお、上記②の測定を行った場合は、その結果に応じた呼吸用保護具の使用が必要で、**1年以内ごとに1回、定期的に装着状態を確認して結果を3年間保存**。
- ⑤ 金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場の床は容易に掃除できる構造とし、粉じんの飛散しない方法で毎日1回以上の掃除が必要。
- ⑥ 金属アーク溶接等作業従事者に対し、就業時及び**6月以内ごとに1回、定期的に特殊健康診断の実施**が必要。
- ⑦ **特定化学物質作業主任者の選任**が必要。



法改正の詳細
(厚労省HP)

溶接ヒューム
(塩基性酸化マンガンを含む)



石綿含有建材調査者講習 宮崎で開催予定

令和5年10月から**解体・改修工事で必須**となる事前調査の有資格者について、建災防 宮崎県支部では調査者となるための講習を予定しています。
※新型コロナウイルス感染症の状況等により予定変更となる場合があります
お問い合わせ先 建災防 宮崎県支部
TEL : 0985-20-8610

R5 3/22~23

(一般建築物コース)

※11月、1月、2月に実施予定の講習は申込みが満員、またはほぼ満員の状況となっております。